

2月16日から確定申告がはじまります

確定申告相談日程

【申告会場】 保健センター ほのほの1階 「ひだまりホール」

【受付時間】 午前9時～午後4時（最終日は午後2時まで）

月	火	水	木	金	土	日
2月			16 山郷	17 山郷	18 ×	19 ×
20 山形	21 山形	22 山形	23 土師	24 土師	25 ×	26 指定なし
27 那岐	28 那岐					

月	火	水	木	金	土	日
3月		1 富沢	2 富沢	3 智頭	4 ×	5 ×
6 智頭	7 智頭	8 指定なし	9 指定なし	10 指定なし	11 ×	12 指定なし
13 指定なし	14 指定なし	15 指定なし				

申告に必要なもの

- ・申告者の印鑑
- ・給与収入がある人は源泉徴収票（複数枚ある人はすべて）
- ・年金受給者は年金支払報告書（複数枚ある人はすべて）
- ・障害者控除を受ける人は障害者手帳
- ・生命保険料、損害保険料などの控除を受ける人は証明書
- ・医療費控除を受ける人は領収書（あらかじめ個人ごとに整理し、計算しておいてください）、保険金があった人は金額のわかるものを持参してください

注意事項

- ・申告者の通帳（還付申告の場合）
- ・混雑を避けるため、上記日程による申告をお願いします。
- ・必要書類がそろっていない場合は申告を後回しにすることがあります。
- ・税務署から申告書が届いている人は、持参してください。

農業・事業・不動産

山林の所得がある人は

- ・農業、事業、不動産、山林の

所得を生ずべき業務を行う全ての人に記帳・帳簿の保存が義務づけられています。

これらの所得者の申告は、記帳・帳簿がなければ申告を受け付けない場合があります。

必ず収支が記帳された帳簿を持参してください。

平成28年分以降の確定申告書等の提出の際は、マイナンバーの記載＋本人確認書類の提示または添付の写しが必要です

- ・マイナンバーカードをお持ちの人はマイナンバーカードだけで本人確認が可能です
- ・マイナンバーカードをお持ちでない人は

番号確認書類

- ・通知カード
- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載のあるものに限ります）

+

本人確認書類

- ・運転免許証
 - ・保険証
 - ・パスポート
 - ・年金手帳
 - ・身体障害者手帳
- （写真表示のない本人確認書類は2種類以上必要です）

**給与収入又は公的年金等収入がある人で
確定申告が必要な人**

- ・年収が2千万円を超えている人
 - ・1か所からの給与のほか副収入があり、それらの所得金額（給与所得、退職所得以外）の合計額が20万円を超えている人（副収入とは満期保険金収入、不動産賃貸料収入、捕獲奨励金など）
- ※詳細は税務署へお問い合わせください

給与収入のみの場合

- ・年末調整済
- ・1か所からの収入のみである
- ・給与の「源泉徴収票」に記載された内容以外の各種控除を申告しない

公的年金収入のみの場合（個人年金は含みません）

- ・公的年金の収入金額が40万円以下で、そのほかの所得が20万円以下
- ・公的年金の「源泉徴収票」に記載された内容以外に各種控除を申告しない

確定申告の必要はありません

※各種控除には社会保険料、生命保険料、地震保険料、配偶者・扶養、寡婦・寡夫、障害者、医療費、寄付金などがあります。

※確定申告が必要ない人も住民税申告は必要です。

**鳥取税務署での
確定申告**

【期間】

2月16日（木）～3月15日（水）

※還付申告は、2月15日以前でも行えます。

【受付時間】 午前9時～午後4時

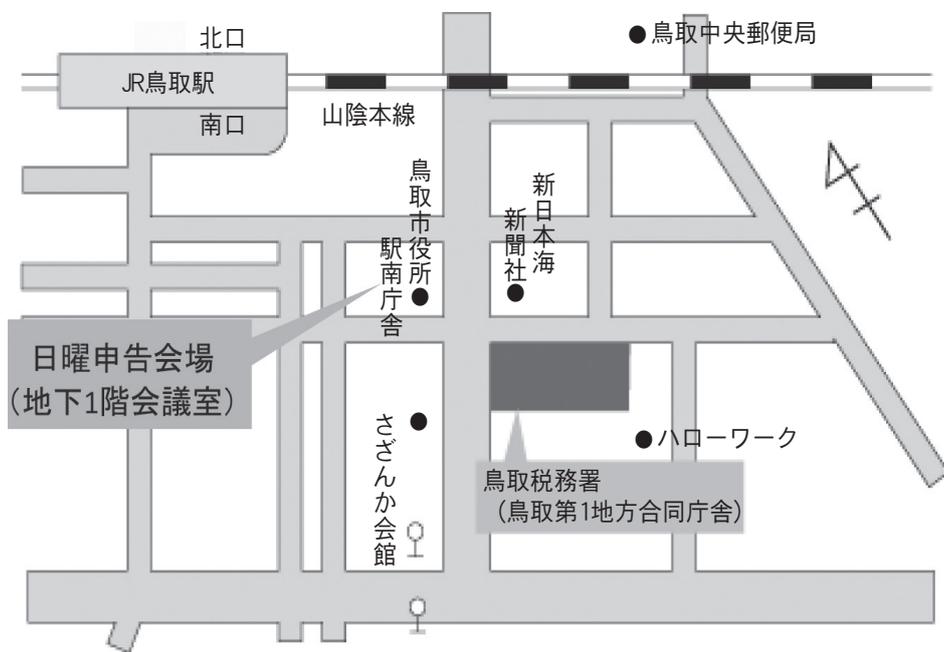
**日曜の
確定申告相談日**

【日時】

2月19日・26日

午前9時～午後4時

【申告会場】 鳥取市役所駅南庁舎 地下1階会議室



智頭町の日曜確定申告相談日
2月26日・3月12日の午前9時～午後4時
保健センターほのぼの1階「ひだまりホール」

問合せ先 鳥取税務署 ☎0857-22-2141 または 役場税務住民課 ☎75-4117